

平成25年度 第24回人事委員会会議結果

1 開催日時

平成26年2月18日(火) 午後1時30分～2時45分

2 開催場所

人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

3 出席者

【人事委員】

委員長 曾我紀厚
委員 荒濱健太郎

【事務局職員】

事務局長	森谷邦彦	次長兼任用課長	稲田将
給与課長	新高謙一	係長	遠藤公亮
係長	向井京子	係長	有岡博己
係長	河村淳		

【傍聴者】 なし

4 議題

議案第1号 平成25年度鳥取県職員採用試験(高校卒業程度(追加募集:警察事務))の第1次試験合格者の決定について

議案第2号 平成25年度鳥取県職員採用試験(身体障がい者対象・高校卒業程度(追加募集:警察事務))の第1次試験合格者の決定について

議案第3号 人事委員会規則の一部改正について

議案第4号 人事委員会告示の一部改正について

5 議事の公開・非公開

議案第3号及び第4号を公開とし、議案第1号及び第2号を非公開とした。

6 議事

1 議案第1号

平成25年度鳥取県職員採用試験(高校卒業程度(追加募集:警察事務))の第1次試験合格者の決定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

① 実施結果

職 種	公告時採用 予定者数 (A)	採用予 定者数	申込者数 (B)	第1次試験 受験者数 (C)	第1次試験 合格者数	受験率 (C/B)	受験 競争率 (C/A)
警察事務	名程度 3	名程度 4	名 108 (46)	名 83 (36)	名 14 (5)	% 76.9	倍 27.7

※表中の（ ）は女性の内数。

※「公告時採用予定者数」は募集時点、「採用予定者数」は平成26年2月18日時点のもの。

② 試験日程

第1次試験	試 験 日	2月9日(日)
	試 験 会 場	鳥取会場：鳥取県警察本部庁舎会議室 米子会場：鳥取大学医学部講義・実習棟
	試 験 種 目	教養試験(多肢選択式)、適性検査
	合格者発表日	2月19日(水)
第2次試験	試 験 日	3月7日(金)
	試 験 会 場	鳥取県警察本部庁舎会議室、鳥取県保健事業団健診センター
	試 験 種 目	人物試験(個別面接)、作文試験、身体検査
	採用候補者発表日	3月20日(木)(予定)

※第2次試験は、警察本部に委任して実施

(注) 第1次試験で実施した適性検査の評価は第2次試験で行う。(第1次試験合格者のみ判定する。)

2 議案第2号

平成25年度鳥取県職員採用試験(身体障がい者対象・高校卒業程度(追加募集：警察事務))の第1次試験合格者の決定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

① 実施結果

職 種	実施決定時 採用予定者数 (A)	採用予 定者数	申込者数 (B)	第1次試験 受験者数 (C)	第1次試験 合格者数	受験率 (C/B)	受験 競争率 (C/A)
警察事務	名程度 1	名程度 1	名 8 (3)	名 7 (3)	名 3 (0)	% 87.5	倍 7

※表中の（ ）は女性の内数。

※「実施決定時採用予定者数」は募集時点、「採用予定者数」は平成26年2月18日時点のもの。

② 試験日程

第1次試験	試 験 日	2月9日(日)
	試 験 会 場	鳥取会場：鳥取県警察本部庁舎会議室 米子会場：鳥取大学医学部講義・実習棟
	試 験 種 目	教養試験(多肢選択式)、適性検査
	合格者発表日	2月19日(水)
第2次試験	試 験 日	3月7日(金)
	試 験 会 場	鳥取県警察本部庁舎会議室、鳥取県保健事業団健診センター
	試 験 種 目	人物試験(個別面接)、作文試験、身体検査
	採用候補者発表日	3月20日(木)(予定)

※第2次試験は、警察本部に委任して実施

(注) 第1次試験で実施した適性検査の評価は第2次試験で行う。(第1次試験合格者のみ判定する。)

3 議案第3号

人事委員会規則の一部改正について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

以下のとおり人事委員会規則の一部を改正しようとするもの。

① 規則の名称

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則

② 改正概要

南部町において行政組織の改正が行われたことに伴い、同町における管理職員等の範囲について所要の改正を行う。

(1) 南部町における次の職にある職員を新たに管理職員等とする。

機関	職
町長部局	統括園長
教育委員会事務局	専門員 統括所長

(2) 南部町における次の職にある職員を管理職員等から削除する。

機関	職
給食センター	所長
図書館	館長

(3) 施行期日は、公布日とする。

4 議案第4号

人事委員会告示の一部改正について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

以下のとおり人事委員会告示の一部を改正しようとするもの。

① 告示の名称

選考により採用又は昇任させる職 (平成18年鳥取県人事委員会告示第1号)

② 内容

改正後	改正前
1 規則第19条第2項に規定する人事委員会が定める職 (1)・(2) 略 <u>(3) 競争試験を行っても必要な任用候補者を確保することができない場合であって、安定的に業務を遂行するため、速やかに欠員を補充する必要があるときに、個別に人事委員会の承認を要するもの</u> かつて国又は他の地方公共団体の警察官であった者をもって補充しようとする警察官の職で、その者がかつて任用されていた職と同等以下と	1 規則第19条第2項に規定する人事委員会が定める職 (1)・(2) 略

人事委員会が認めるもの	
(4) 略	(3) 略
2 規則第20条第2項に規定する人事委員会が定める職	2 規則第20条第2項に規定する人事委員会が定める職
(1) 1(4)に掲げる職	(1) 1(3)に掲げる職
(2) 略	(2) 略

③ 概要

警察官の採用に関し、毎年多数の採用辞退者が発生するなど、毎年多数の欠員が生じたまま新年度を迎えている状況にあることから、警察業務の円滑な運営を図り、もって県民の安心・安全を確保するため、必要な人材を速やかに補充する必要がある。

そのため、通常の競争試験とは別の枠組みで、既に「職員の任用に関する規則」により選考により採用することと規定されている本県の警察官経験者に加え、国又は他の地方公共団体の警察官経験者を採用することも可能とし、現行の採用方法と併せて速やかな警察官の人材確保を図る。

この場合、受験対象者が限定される、試験内容が専門的になる等の理由で、競争試験では対応できないことから、新たに加える国又は他の地方公共団体の警察官経験者についても選考により採用することとし、「選考により採用する職」に追加する。

④ 施行期日

平成 26 年 2 月 25 日

【質 疑】

委 員

改正後の 1 の (3) は段落が 2 つあるが、この規定はどういった構成になっているのか。

事務局

後段が職を定めている部分、前段が選考する場合、ケースを規定している部分である。

委 員

想定される事案としては、今回の警察官経験者だけか。

事務局

現在想定されているのは警察官経験者だけだが、他にも必要があれば、例えば、(ア)が警察官経験者で、(イ)が何か他の職という具合に規定を加えていく可能性はある。

委 員

1 の (3) の前段の部分の規定だけで、他の事案も読めてしまうといったことはないか。

事務局

ない。

委 員

資料には載っていないが、1 の全体の規定はどうなっているのか。

事務局

このとおり、1 の (1) から (3) までの前段の部分は選考によることができる場合を定めた柱書きになっている。

委 員

わかった。前段の部分は、職を類型化しているタイトルのようなものだな。

事務局

そのとおりである。

さきほどの事務局の説明にあったとおり、後段の部分が「人事委員会が定める職」であり、前段の部分がそれらの職を類型化したもので、これが間接的に承認の取り方、基準を定めている。

委 員

了解した。

あと、警察本部からの依頼文によると、選考採用の対象者は警察官を辞職した者となっている。

告示の規定では、採用時点で他の都道府県の警察官の職を辞していれば差し支えないように見受けられるが、その辺りはどう考えたのか。

事務局

警察本部としては、現職の警察官を対象とすることは都道府県間での人材の奪い合いにつながり、逆に当県の人事管理に支障を生ずるおそれもあることから、当面、現職の警察官は受験対象者とはしない方向で考えている。

ただ、人事委員会の立場としては、現職の警察官の受験を制限する理由や必要性はないため、委員が指摘されるとおり、告示上は、受験時点で現職の警察官である者が受験することを妨げる規定とはしていない。

委員

了解した。

7 次回の人事委員会の開催

平成26年2月27日（木）午前10時から開催することとした。